

4(1) 各局における都有地活用の取組事例について

「都有地活用推進本部」では、原則、都の行政目的等での利用が予定されていない土地を対象として、全庁的に洗い出しを行い、区市町村に情報提供しているところである。こうした中、各局では、このような土地に加え、今後、施設の建替えや行政利用などが予定・検討されている土地についても、区が緊急的に実施する保育施設の整備事業などに協力するため、可能な範囲で区に暫定的に提供（使用許可）する等、待機児童解消に向け、地元区とも連携し、地域の実情に応じた都有地活用の取組を主体的に展開している。

○中野区が実施する緊急対策における保育施設整備に対する協力

- ・概要：区の待機児童解消緊急対策において、区が、区有施設及び公有地を暫定的に活用し、認可外の保育施設を整備するにあたり、整備予定7か所のうち、3か所で以下の都有地を提供予定
- ・設置期間（区が委託する保育事業者の運営期間）
平成30年4月1日～平成32年3月31日（2年間）

局名等	所在	面積※	財産区分	方法
教育庁	中野区野方三丁目	約950㎡	行政財産	各局等から区に対して行政財産の目的外使用許可
警視庁	中野区沼袋一丁目	約450㎡		
水道局	中野区江古田一丁目	約940㎡		

※今年度の使用許可面積

○練馬区が実施するバス送迎による保育事業のための協力

- ・概要：練馬地区の3歳児を対象として、光が丘地区の区立幼稚園の空き教室を活用した1年保育を実施するため、区が送迎用のバスステーションを設置するにあたり、以下の都有地を提供予定
- ・設置期間（区が委託するバス送迎事業者の運営期間）
平成30年4月1日～平成33年3月31日（3年間）

局名等	所在	面積※	財産区分	方法
警視庁	練馬区練馬三丁目	約600㎡	行政財産	警視庁から区に対して行政財産の目的外使用許可

※今年度の使用許可面積